

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 6 年 6 月 6 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年4月23日

瀬戸内市長 武 久 顕 也

損害賠償の額を定め和解することについて

瀬戸内市牛窓町鹿忍4209番地1地先周辺で発生した畑かんφ150漏水事故による損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

1 事故の相手方

住 所
氏 名

瀬戸内市牛窓町鹿忍

2 事故の概要

令和6年1月20日（土）午前6時40分頃、瀬戸内市牛窓町鹿忍4209番地1地先周辺で、市の管理する畑かんφ150が破損し水と土砂が田に流入する事故が発生した。

3 和解の要旨

瀬戸内市は、損害賠償金として、3,927,000円を相手方に支払う。